

奈勞発基1203第3号
令和3年12月 3日

各団体の長 殿

奈良労働局長
(公印省略)

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正
について

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第188号）が令和3年12月1日に公布されたこと等を踏まえ、令和元年7月12日付け基発0712第4号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照度の取扱等を別添のとおり一部改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。